

【目的とアプローチ】

2060年に人口が60万人台となる中でも、ウェルビーイングな富山県であり続ける。これに向け、県全体を俯瞰し、2060年を念頭に、分野・組織横断的に、未来基準で10年後を見据えた取組み・検討を進めていく。その中でも特に「行政サービスのあり方」については、中間的とりまとめを踏まえ、次の方向性を重視。

【取組み・検討の方向性】

全体に共通する視点（次頁）を常に念頭に置きながら、ソフト・ハード両面について以下の3つの柱に基づいて取組み・検討を進め、効率的かつ持続可能な行政サービスの確立を目指す。

- ①できるところからモデル的に先行して取組みを実施
- ②得られた知見を他のエリアや分野へも段階的に展開
- ③施設のあり方についても並行して検討

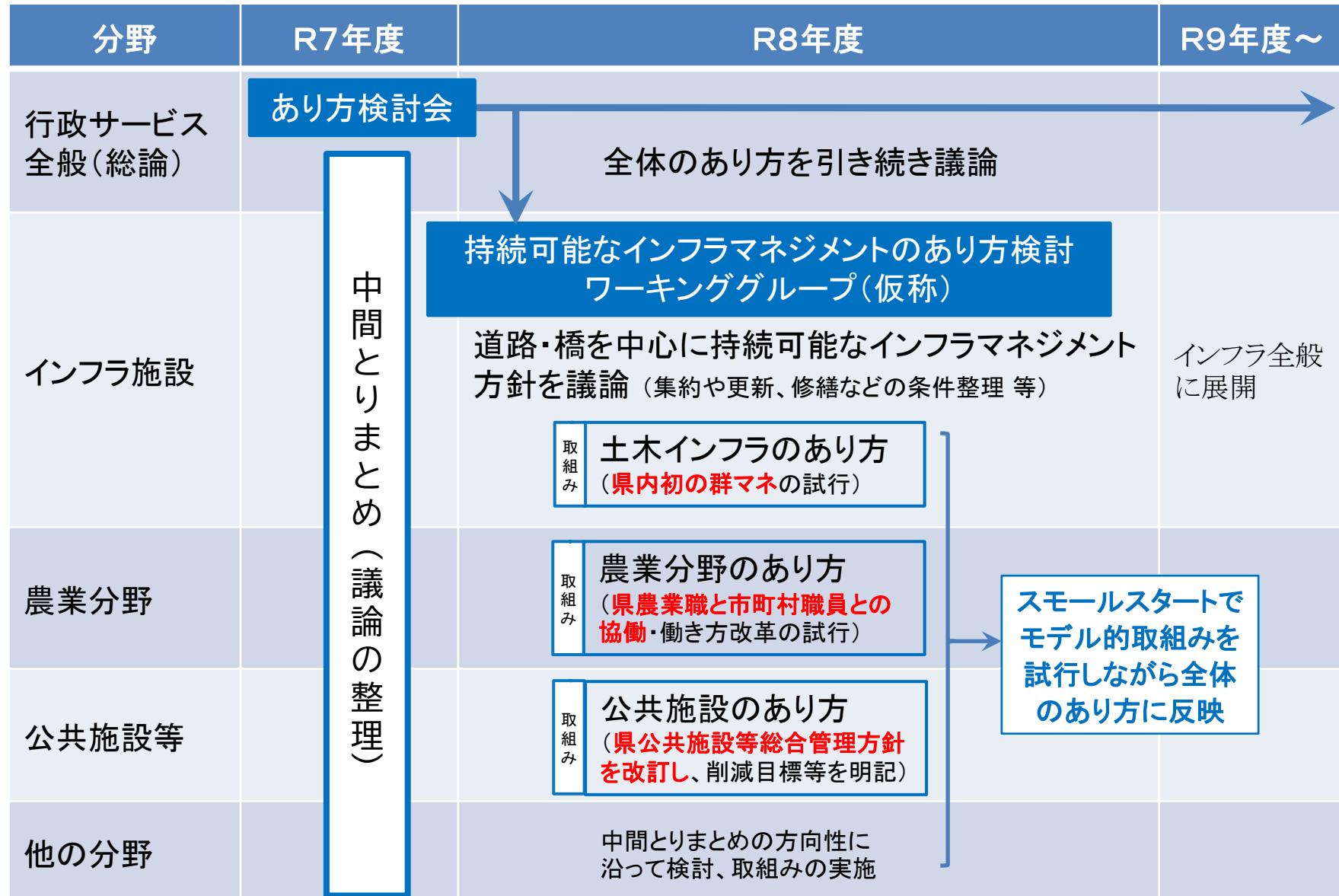
【取組み・検討にあたって】

最終的には人口減少への最適化を目指しながら、サービスを受ける県民の視点を常に意識する。また、国の制度見直しの動向も踏まえつつ、総論と各論を重ねながら取組み・検討を深化させ、地域性に配慮し柔軟に対応していく。

今後の検討にあたっての視点

- データに基づく意思決定と優先順位付け
- AI・デジタル技術の活用
- 資源の共有・集約化
- 分野横断による機能強化
- 全体最適と個別最適の両立
- つくる終わりではなく、将来の県民の実感までを、一体として考える
- 相応のものに減らす、最適化する発想への転換
- 人口減少に適応する長期・未来志向の投資を重視
- 将来の利用者視点への転換
- 官だけでなく民も含め、県内(県民、事業者等)にもたらすメリットに配慮
- 実行体制を整え、「できるところから着手する」姿勢と柔軟な見直し
- 県民の当事者意識の醸成

検討会の進め方と令和8年度の取組み



未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 人口減少・少子高齢化やデジタル技術の進展など社会経済情勢の変化、県民ニーズの多様化・複雑化などに的確に対応していくことが求められるなか、持続可能な行政サービスのあり方を未来志向で検討するため、「未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)富山県における中長期的な行政サービスのあり方の検討に関すること。
- (2)その他検討会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会の委員は、別紙名簿のとおりとする。

(座長)

第4条 検討会に、座長を置く。

2 座長は、知事が指名する。

3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、知事が招集し、座長がその議長となる。

2 座長は、必要に応じ、委員以外の者をアドバイザー又はオブザーバーとして、意見を求めることができる。

3 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより検討会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、座長は検討会の一部または全部を公開しないことを決定することができる。

(WG)

第6条 座長は、必要に応じ、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 WGのメンバーは、座長が別に指名する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、富山県経営管理部人事企画室が所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

R⑧持続可能なインフラ
マネジメントのあり方
検討WG(仮称)を設置